

小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領の見直しについて（案）

1. 環境技術実証事業の新たな事業実施体制への移行に伴う実証試験要領の改訂について

新たな環境技術実証事業の実施体制への移行に伴い（資料3、参考資料1参照）、試験要領中で改訂する必要のある箇所などを以下に示す。また、具体的な改訂案を資料6に示す。

○3 ページ（3. 実証試験の種類及び概要（2）実証試験の概要 ③データの評価と報告）

実証試験結果報告書の報告方法について、改訂を行う。

現行→実証機関が実証試験報告書を作成し、実証運営機関に提出する。

↓

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野ワーキンググループにおいて、実証が適切に実施されているか否かが検討される。

↓

実証運営機関から環境省に提出され、環境省はワーキングにおける検討結果を踏まえて承認する。

↓

環境省がロゴマーク及び実証番号を交付し、承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術実証事業ウェブサイト等で一般に公開される。

改訂案→実証機関が実証試験結果報告書を作成し、実証運営機関に提出する。

↓

環境技術実証事業運営委員会において、広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観点からの評価を行う。

↓

実証機関から環境省に報告され、環境省は必要に応じて意見を述べた上で、承認する。

環境省は、実証運営機関を通じてロゴマーク及び実証番号を交付し、承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術実証ウェブサイト等で一般公開される。

○4～5 ページ（Ⅱ. 実証試験実施体制）

新たな実施体制への移行に伴い、全分野共通して改訂を行う。

○34 ページ（5. 手数料（1）手数料の設定と徴収）

現行→実証機関は、実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、この3項目に関する予定額を算定し、実証運営機関に登録する。

↓

実証機関は実証試験計画を策定後、実証試験を開始する前に実証運営機関と調整の上、実証試験に係る手数料額及び納付期日を確定し、実証申請者に通知する。

↓

手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証運営機関及び実証申請者と協議の上、確定する。

↓

納品期日は、原則実証試験開始前とし、実証申請者は期日までに手数料を実証運営機関に納付する。

改訂案→実証機関は、対象技術の公募を実施するにあたり、この3項目に関する予定額を算定し、環境省に報告する。

↓

実証機関は実証試験計画を策定後、実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知する。

↓

手数料額の確定にあたっては必要に応じ実証申請者と協議の上、確定する。

↓

納品期日は、原則当該費用発生前とし、実証申請者は期日までに手数料を実証機関に納付する。

○ 37 ページ（6. 実証試験の変更又は中止について）

現行→実証試験の変更又は中止に際しては、実証機関は、実証運営機関及び実証申請者と協議の上、実証試験計画の変更又は、実証試験の中止を行うこととなっている。

↓

実証試験計画の変更又は実証試験の中止により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証運営機関及び実証申請者と協議の上、改めて手数料額を再確定する。

↓

実証運営機関は、手数料額の再確定後に実証申請者に対して、手数料の変更又は返却の手続きを行う。

改訂案→実証試験の変更又は中止に際しては、実証機関は、実証申請者と協議の上、実証試験計画の変更又は、実証試験の中止を行う。

↓

実証試験計画の変更又は実証試験の中止により手数料額の変更が生じる場合には、実証機関は、実証申請者と協議の上、改めて手数料額を再確定する。

↓

実証機関は、手数料額の再確定後に実証申請者に対して、手数料の変更又は返却の手続きを行う。

○ i ページ（資料編 I～IV）

新たな実施体制への移行に伴い、全分野共通して改訂を行う。

○ 全ページ共通

現行→技術実証委員会

改訂案→技術実証検討会

2. 本分野における実証試験要領の見直しについて

「拡大ワーキンググループ（以下、WGという）の実施報告」の要望・意見等から試験要領の見直しとして検討の必要な事項等を以下に示す。（具体的な改訂案は以下に示し、資料6には示していない。）

（1）本分野での実証対象技術の適用範囲について

○現在の実証試験要領では、小規模事業場向け有機性排水処理技術として日排水量が 50m³ 未満の事業場を想定している。

○拡大WGにおいて、現状としては排水処理後の放流先、設置対象（例えば、国内あるいは海外向け）によって、要求される装置には幅があることが指摘された。

○本分野設置当初は想定しなかった需要の中で、装置の対象範囲が広がっており、実証対象技術の範囲として、これまで一定の基準としてきた小規模事業場あるいは日排水量 50m³ 未満という括りを見直す必要があることが提言された。

○また、今後実証された有機性排水処理技術を国際展開していくためには、国際基準に照らし合わせた実証対象技術の範囲、実証方法において実証試験が行われている必要があると考えられる。

○現在の実証対象技術について、整理を行った。(全31技術)
→平成15～23年度に実証された技術の実証試験場所、日排水量については、以下のとおりである。

表 実証試験場所別、放流先別、実証対象技術数

実証試験場所の種類	放流先別技術数 ^{※1}			合計技術数
	下水	公共用水域	その他	
飲食店・食堂 (レストラン、ホテルなどを含む)	15(2-144)	5(3-48)	0	20
食品工場・弁当工場など	2(5-44)	6(4-48)	1(4.4)	9
農業集落排水処理施設	0	2(176.8)	0	2
合計数	17	13	1	31

※1: 括弧内数値は、実証試験場所の日排水量の範囲

○現行の実証試験要領には、既設排水処理施設からの原水分岐による実証対象機器の設置を可とする、との記述がある。

○また、過去の実証対象技術について、日排水量が 50m³ 以上の施設での実証も行っている。ただし、50m³ 未満の施設についても対応可能であることを実証試験結果報告書には、明記している。

○このようなことから、実証試験要領に記載している日排水量 50m³ 未満、という括りを取り払い、実証対象技術の対応日排水量が 50m³ 以上であったり、実証試験実施場所の日排水量が 50m³ 以上であったとしても、受け入れ可能とする。

○これに伴い、小規模事業場向けの表記も削除し、有機性排水処理技術分野とすることにより、環境技術開発者及びユーザーに対して、幅広く実証対象技術の適用範囲を設定していることを強調することができる。

○実証申請者からの実証対象技術の申請があった際には、技術実証検討会等の意見を踏まえ、本分野への適合性などがあると判断された場合に、実証機関は当該実証対象技術の受け入れを可能とする。

○改訂箇所等は、次のとおりである。

・1 ページ (1. 対象技術 1 行目部分)

現行→「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場 (日排水量 50m³ 未満を想定) である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する排水処理技術 (装置、プラント等) のことを指す。」

改訂案→「本実証試験要領の排水処理技術とは、~~小規模事業場 (日排水量 50m³ 未満を想定)~~ である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する排水処理技術 (装置、プラント等) のことを指す。」

・表題及び全ページ

現行→小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

改訂案→有機性排水処理技術分野

- ・個別ロゴマーク
 現行→小規模事業場向け有機性排水処理技術分野
 改訂案→有機性排水処理技術分野

(2) 特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術について

- 拡大WGにおいて、特定の物質を除去し後段への負荷を低減することや、有価物として回収することは、昨今各社が力を入れており、これらの技術を対象とすることは環境負荷低減へとつながる、との指摘があった。
- 現行の実証試験要領Ⅰ．緒言 1．対象技術においても、「また、本実証試験要領では、総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とする。」として、実証対象技術の範囲としているが、表現が解りにくいため、表記を解りやすく整理する必要がある。

- ・1 ページ (Ⅰ．緒言 1．対象技術 部分)

現行→「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する排水処理技術（装置、プラント等）のことを指す。本実証試験要領は中でも特に、後付け可能な、プレハブ型等の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で商業的に利用可能な技術を対象とする。また、本実証試験要領では、総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とする。

排水処理技術は、大きく分けて生物学的処理、物理化学的処理の2種類があるが、その組み合わせ（ハイブリット）法も含まれる。」

改訂案→「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する総合的な排水処理技術をはじめ、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術など排水処理技術（装置、プラント等）のことを指す。本実証試験要領は中でも特に、後付け可能な、プレハブ型等の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で商業的に利用可能な技術を対象とする。~~また、本実証試験要領では、総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とする。~~

排水処理技術は、大きく分けて生物学的処理、物理化学的処理の2種類があるが、その組み合わせ（ハイブリット）法も含まれる。」

(3) 実証試験要領におけるⅠ．緒言 1．対象技術 の記載について

- 現行の実証試験要領には、「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する排水処理技術（装置、プラント等）のことを指す。」とあり、以前本技術分野において実証対象として限定していた「厨房・食堂、食品工場等」の記載が残っている。
- (1) 本分野での実証対象技術の適用範囲について、及び(2) 特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術について、の記載を整理した上で、上記の記載についても整合のとれた記述とする場合、下記のとおりとなる。

現行→「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する排水処理技術（装置、プラント等）のことを指す。本実証試験要領は中でも特に、後付け可能な、

プレハブ型等の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で商業的に利用可能な技術を対象とする。また、本実証試験要領では、総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とする。

排水処理技術は、大きく分けて生物学的処理、物理化学的処理の2種類があるが、その組み合わせ（ハイブリット）法も含まれる。」

改訂案→「本実証試験要領の排水処理技術とは、~~小規模事業場（日排水量50m³未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水を適正に処理する総合的な排水処理技術をはじめ、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術など排水処理技術（装置、プラント等）のことを指す。本実証試験要領はその中でも特に、後付け可能な、プレハブ型等の、低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で商業的に利用可能な技術を対象とする。また、本実証試験要領では、総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした排水処理技術、汚泥に関する技術も幅広く対象とする。~~

排水処理技術は、大きく分けて生物学的処理、物理化学的処理の2種類があるが、その組み合わせ（ハイブリット）法も含まれる。」